

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年11月5日）

提案課名 学校教育課

報告者名 坂口 憲

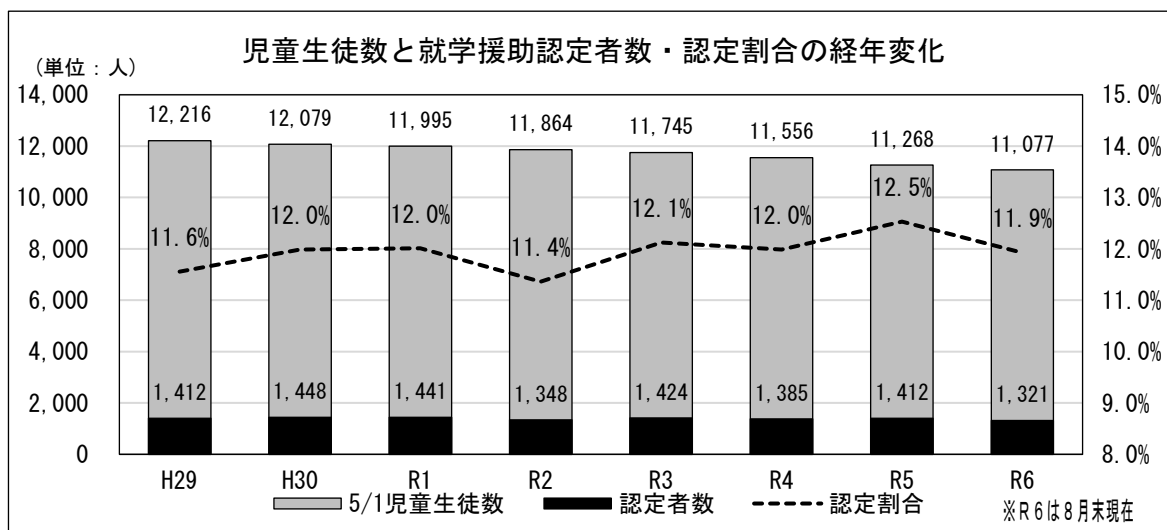
事案名	就学援助制度の見直しについて（認定期間の変更）	有 資料 無
提案趣旨	学校教育法第19条の規定に基づき、経済的支援が必要な保護者に対して学用品費、給食費等を給付していますが、保護者の一時的な経済的負担を軽減するため、次のとおり認定期間を変更することとしますので、報告するものです。	
概要	就学援助の審査は、前年の所得状況等が把握できる6月以降に行い、4月に遡って認定しています。このため、4月から6月までは被認定者であっても給食費の負担が生じています。 この保護者の一時的な経済的負担を軽減するため、令和7年度から、認定期間を10月から翌年の9月までに変更します。 期間を変更することで4月から6月までの給食費の支払いが不要となり、経済的負担が軽減されるほか、給食費の未納の減少も見込まれます。 なお、令和7年度当初については、令和6年度末の被認定者の認定期間を延長して対応する予定です。	
経過	令和6年度まで 情報収集により全国的には複数の自治体で年度と異なる認定期間を設定していることを把握 令和6年度以降 認定期間変更の検討	
今後の進め方	令和6年11月 市議会議員への情報提供 令和7年 1月 要綱一部改正 3月 認定期間の延長及び変更について保護者に個別周知 4月 認定期間延長開始 新規申請受付開始 6月 次期認定のための申請を周知	

就学援助制度の見直しについて

令和6年11月5日 学校教育課作成

Ⅰ 就学援助制度の課題

経済的支援が必要な保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき必要な援助を給付しています。平成29年度以降の被認定者数は1,300人～1,400人でほぼ横ばい、認定割合は上昇傾向にあります。



認定割合が上昇傾向にある中、現在の制度は次のような3つの課題を抱えていると考えています。

① 分かりにくさ

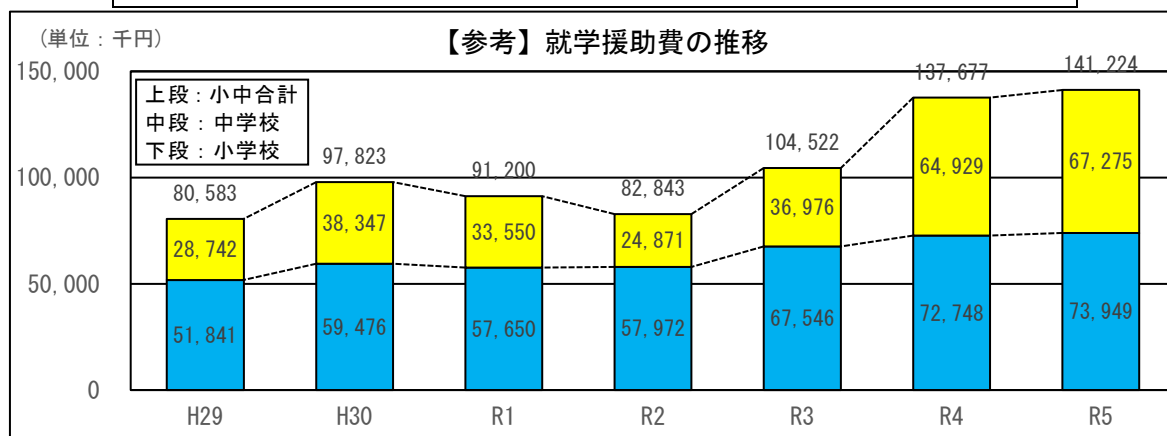
審査をしないと認定されるか分からない

② 経済的負担

課税状況が判明する6月以降に審査を行うため、被認定者であっても4月から6月までは一時的に給食費を支払う必要がある

③ 審査の煩雑さ

1,400件以上の申請を個別に審査するため作業が煩雑



2 制度見直しの方向性

これらの課題を解決するためには次のような方法が考えられます。

(1) 分かりやすい認定基準への見直し

現在は生活保護に準じた審査を個別に行っているため、保護者から問い合わせをいただいても認定になるかどうかはお答えできない状況です。このため、認定基準を総所得額などに見直すことで、保護者にとって分かりやすい制度とすることが考えられます。また、分かりやすくすることで申請数が増加する可能性があります。

(2) 経済的負担の軽減

現在は遡り認定となるため、年度当初の4月から6月までの給食費については保護者の一時的な経済的負担が生じており、未納件数も7月以降に比べて多いのが現状です。これを改めるためには、認定期間を年度とせず、10月から翌年9月までの1年間とすることで、年度当初の保護者負担を無くすることが可能となります。また、認定期間をずらすことで4月から6月までの給食費の未納が減少します。

(3) 審査の事務負担の軽減

(1)のように保護者にとって分かりやすい総所得額などに見直すことができれば、現在の煩雑な計算の必要がなくなり、審査の事務作業が軽減されると考えられます。

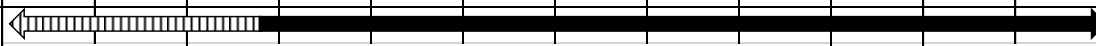
なお、(2)のように認定期間をずらした場合には、年度当初の業務集中時期に大量の申請書を受け付ける必要がなくなり、また、申請時期を調整することで、認定基準が現在と同じであっても、これまでよりも余裕を持った審査ができると考えられます。

3 具体的な見直し

就学援助制度の見直しには、上記のようにいくつかの方向性が考えられますが、令和7年度に向けて保護者の一時的な経済的負担を軽減するために、**認定期間を見直す**こととします。見直し後の認定期間は、費用負担が大きい修学旅行費の支払い時期などを考慮し、(2)にあるとおり10月から翌年の9月までの1年間とします。

なお、認定基準の見直しについては、現在の認定者の所得状況などを把握したうえで、予算措置等も含めて時間をかけて検討していくこととします。

【見直し前後の認定期間のイメージ】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現 在												
	認定始期 4/1		4月に遡って認定（4月中の受付のみ、以降は申請月からの認定）									認定終期 3/31
見直し後												
	遡り認定なし		認定終期 9/30			認定始期 10/1						

また、この認定期間の見直しにより、年度当初の業務集中時期に大量の申請書を受け付ける必要がなくなるほか、審査時期が7月から8月にずれ込むことで、余裕を持った審査が可能となるなど、審査の事務負担の軽減にもつながります。

4 その他

(1) 他市の認定期間

県内においては、認定期間を年度とずらしている市町村はありません。

県外では、北海道札幌市、東京都板橋区などのほか、埼玉県では和光市、川口市、川越市、戸田市、狭山市などが、認定期間を年度とずらしています。

(2) 令和7年4月以降の認定について

今年度末時点で認定されている保護者については、経過措置として令和7年9月まで認定期間を延長します。

また、今年度末時点で認定されていない保護者については、現制度と同様に随時申請を受け付け、申請月の初日から認定する運用を継続するため、一時的な経済的負担は生じません。